

**改正**

平成28年9月30日要綱第29号

平成28年10月18日要綱第30号

令和3年3月31日要綱第28号

千早赤阪村総合教育会議設置要綱

(設置)

**第1条** この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、村長と千早赤阪村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、本村教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、千早赤阪村総合教育会議（以下「会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 本村の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の事態に講ずべき措置

(組織)

**第3条** 会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

**第4条** 会議は、村長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、村長をもって充てる。

(意見の聴取)

**第5条** 会議は、第2条の協議等を行うにあたり、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

**第6条** 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

**第7条** 村長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により、会議を非公開としたときは、非公開の部分については公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

**第8条** 村長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

**第9条** 会議の庶務は、企画主管課において処理する。ただし、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年9月4日から施行する。

**附 則** (平成28年9月30日要綱第29号)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則** (平成28年10月18日要綱第30号)

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年3月31日要綱第28号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。